

平成 29 年度「スポーツツーリズム戦略推進事業（モデル事業実施業務）」

応募要領

1. 事業の目的

沖縄県では、沖縄 21 世紀ビジョン基本計画及び実施計画において、スポーツツーリズムを推進するための各種施策・事業に取り組むことで、従来の沖縄観光に新たな付加価値を加えた魅力あふれる観光を推進し、世界に誇れる沖縄観光ブランドを形成することとしている。

沖縄におけるスポーツツーリズムは、繁忙期と閑散期の格差縮小・雇用創出、新たな専門性を持つ観光産業人材の創出及びスポーツが持つ周期性による集客効果・経済効果の実現等、沖縄観光の推進に寄与することから、沖縄県ではスポーツイベントに係るモデル事業への支援を通して、スポーツツーリズムの定着化に取り組んでいる。

本事業では、スポーツをテーマに民間等が主体的に取り組むスポーツイベントの立ち上げの支援、定着化および拡充を支援することで沖縄におけるスポーツツーリズムの定着化を図ることを目的とする。

2. 応募資格

スポーツツーリズム推進に取り組む以下の団体。

① 法人	② 地方公共団体 (市町村、一部事務組合等)
<p>※ ①の応募にあたって、提案するモデル事業に他の地方公共団体の予算及び支援を受けて取り組む場合は、当該地方公共団体の予算の概要及び担当部署に関する書類を添付すること。</p> <p>※ 複数の団体が、共同企業体及び実行委員会等を設置して応募することができる。 共同企業体は交付先となる代表幹事を指定した協定書を作成し、実行委員会等は規定（意思決定方法、会計管理方法等を含む）、役割分担等を明らかにすること。</p> <p>※ 企画提案は、1社1提案とする。また、共同企業体を構成する場合にも、他に単独あるいは他の共同企業体として提出することはできない。</p>	

3. 募集するモデル事業

・県外・海外からの誘客が見込まれ、かつ沖縄でその種目を行う明確な優位性や理由があり、補助事業終了後の事業の継続性及び発展性が見込まれるスポーツイベント。

・誘客力のある大型イベントから、小規模であっても沖縄の新たなスポーツコンテンツとなるものや、年間を通じた開催が可能なスポーツイベントまで幅広い事業の応募を求める。

※沖縄県内で開催するスポーツイベントであること。

※民間事業者等が主体的に取り組む事業を対象とする。

※実施期間は、補助金交付決定の日から平成 30 年 2 月 28 日（水）までとする。

ただし、スポーツツーリズム定着化枠及びスポーツツーリズム拡充枠については、これまでの開催実績を考慮し、平成 30 年 3 月 4 日（日）までの実施とする。

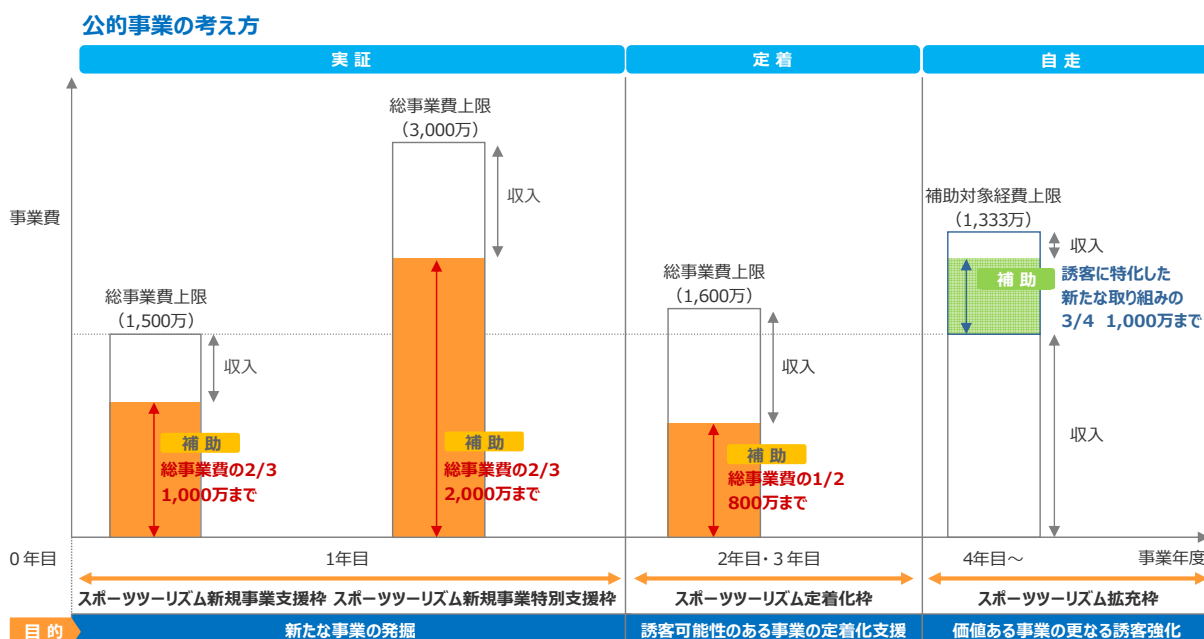
4. 補助金額

募集するスポーツイベントの開催実績に応じて4つの応募枠を設け、補助金額の上限及び補助率は下記の通りとする。

補助支援枠		内容	補助率	補助限度額
1	スポーツツーリズム 新規事業支援枠	新規に立ち上げるスポーツイベントの運営に要する経費	3分の2以内	<u>10,000千円</u>
2	スポーツツーリズム 新規事業特別支援枠	新規に立ち上げる大規模のスポーツイベントの運営に要する経費	3分の2以内	<u>20,000千円</u>
3	スポーツツーリズム 定着化枠	立ち上げ後、2年目又は3年目のスポーツイベントの運営に要する経費	2分の1以内	<u>8,000千円</u>
4	スポーツツーリズム 拡充枠	立ち上げ後、4年目以降のスポーツイベントで、 <u>新たな誘客の取組みに要する経費</u>	4分の3以内	<u>10,000千円</u>

(拡充枠の誘客に資する取り組みの一例)

県外・海外プロモーション／PR ツール作成／オフィシャルツアー造成／多言語スタッフ費／多言語ツール制作 等



※補助金総額は28,000千円とし、採択件数は事業の申請状況を勘案し調整する。

※総事業費から消費税額を引いた額に対して、上記補助率を乗じた額が補助金額となる。

※イベント収入(協賛・参加料等)を総事業費から差し引いた上で、補助金額を算出することから、

収入については適切に算定すること。(本応募要領の項目14を参照)

※過去に採択された事業の応募も可とする。但し、過去採択時の課題と改善点を記載し、継続支援が必要な理由を提示すること。また、新規事業支援枠から拡充枠までの補助は4回までを上限とする。

5. 補助対象経費の範囲

モデル事業の実施に直接必要なソフト面の経費。※補助対象経費の詳細については、別表（第3条関係）を参照。

【※対象とならない経費の具体例】

- (1) スポーツツーリズム戦略推進事業（モデル事業実施業務）補助金交付要領（別表の項目）以外の経費。
- (2) 領収書等の支払い事実が確認できないもの。
- (3) 補助対象期間外に使用した経費
（補助交付決定以前、実施期間以降に使用した経費）
- (4) 提案内容のうち、既に国等により別途、補助金、委託費等が支給されているもの、あるいは支給が予定されているものがある場合には、当該部分については支援の対象外となる。
- (5) 事業運営に直接必要ないと思われる経費。
例) 事業との関連が不明確な旅費や食糧費等

【スポーツツーリズム拡充枠の補助対象経費の範囲について】

モデル事業の実施に直接必要なソフト面の経費のうち、既存事業の実施運営に必要と思われる経費は支援の対象外とし、新たな誘客の取組に要する経費を補助対象とする。また急増する海外参加者への受入対応に係る経費（多言語案内やボランティアスタッフ対応等）も対象として認める。

6. 実施体制

- (1) 提案された事業の実施は、補助金の交付決定を受けた提案者が自ら行うこととする。
- (2) 補助金の交付決定を受けた提案者以外の者へ、事業の一部を委託することは可能とするが、その場合は、運営事務局からあらかじめ了承を得ること。
- (3) 実行委員会等による提案の場合は、応募の際に示した構成員の役割分担の範囲内で、構成員に対し委託することができる。

7. 応募の手続き

- (1) 応募要領等の掲載

掲載期間	平成 29 年 4 月 17 日（月）～5 月 9 日（火）
掲載場所	沖縄県公式 WEB サイトの「公募・入札」または「スポーツ振興課」ページ

- (2) 応募説明会および応募者向けセミナー（応募資格のある者のみ）

開催日時	応募説明会／平成 29 年 4 月 20 日（木）午前 10 時～ 応募者向けセミナー／平成 29 年 4 月 20 日（木）午前 10 時 55 分～
開催場所	沖縄県体協スポーツ会館 1F 会議室 A 〒900-0026 沖縄県那覇市奥武山町 51-2 TEL：098-857-0017
申込期日	平成 29 年 4 月 19 日（水）午後 3 時まで

申込方法	別紙【様式7】「出席申込書」を期日までにメール又はFAXで提出すること。 提出アドレス： mail@okinawasportsisland.com FAX：098-861-1308
注意事項	※説明会への参加は、応募の要件ではない。 ※当日は、本応募要領等を印刷し持参すること。（説明会での資料配付は行わない。） ※説明会終了後、事業目的に合致したモデル事業が応募されることを目的として、応募者向けセミナーを開催する。参加を希望する団体は出席申込書【様式7】に参加の有無を記載すること。

(3) 応募に係る質問事項の受付（応募資格のある者のみ）

受付期日	平成29年4月17日（月）～平成29年4月26日（水）午後5時まで
受付方法	別紙【様式8】「質問書」を期日までにメール又はFAXにて提出すること。 提出アドレス： mail@okinawasportsisland.com FAX：098-861-1308
回答掲載	随時、スポーツ振興課サイトに掲載し、最終回答は平成29年5月2日（火）午後5時までに掲載する。

(4) 応募申請書の提出

提出期限	平成29年4月28日（金）正午まで
提出場所	〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち4-19-30 3階 沖縄県スポーツツーリズムモデル事業事務局（株式会社JTB沖縄内） 担当：松岡（まつおか）、池田（いけだ） ※持参、郵送、FAX、メールのいずれかにより提出のこと。ただし、郵送の場合は到着確認が可能な手段をとるものとし、提出期限内に到着すること。
提出書類	8に定める【様式9】の書類 ※応募申請書とは、事前に応募の意を確認する書類であり、後日、(5)の企画提案書及び応募書類の提出をもって正式な応募とする。
部数	1部

(5) 企画提案書及び応募書類等の提出

提出期限	平成29年5月9日（火）正午まで
提出場所	〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち4-19-30 3階 沖縄県スポーツツーリズムモデル事業事務局（株式会社JTB沖縄内） 担当：松岡（まつおか）、池田（いけだ） ※持参または郵送により提出のこと。ただし、郵送の場合は到着確認が可能な手段をとるものとし、提出期限内に到着すること。
提出書類	8に定める(1)～(8)の書類

提出部数	<p>15部（押印済みの原本1部を含む）</p> <p>※提出書類は【様式1～6】の順で並べ、左横2穴パンチ（左スペース2cm以上）、クリップ止めで提出すること（ホッチキス、ファイル閉じ不可）</p> <p>※8に定める書類のうち（7）（8）についてはコピー1部のみ提出とする</p> <p>※定められた提出期限、部数を厳守すること。</p>
------	---

8. 提出書類

項目	様式	備考
(1) 企画提案書	【様式1】	<ul style="list-style-type: none"> ・A4版縦書きとし、15ページ程度とすること。（最大20ページまで） PowerPoint等で作成の場合、様式1の記載項目を全て満たすこと。 ・各応募枠によって指定する必須記載項目を満たすこと。 （本応募要領の項目10を参照）
(2) 年間スケジュール表	【様式2】	<p>交付決定日を平成29年7月1日と仮定し、イベント実施スケジュールだけでなく、広報計画、協賛営業等、事業にかかる一連のスケジュールを記入すること。</p>
(3) 執行体制	【様式3】	<p>正副2名以上の専任の担当者を割り当て、本事業に係る統制及びその他事務について十分な遂行体制がとれること。</p>
(4) 収支予算書	【様式4】	<p>経費の積算項目については、以下の内容で提出すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①人件費 ②旅費 ③会議費 ④謝金 ⑤使用料・賃借料 ⑥消耗品費 ⑦印刷製本費 ⑧補助員人件費 ⑨広告宣伝費 ⑩その他諸経費 ⑪委託費 <p>（注1）各積算費目の単価と内訳を記載すること。</p> <p>（注2）この事業を実施するにあたっての一切の費用を積算すること。</p> <p>（注3）項目等を満たせば、別途エクセルファイル等で作成可とする。</p>
(5) 会社概要表 （組織図、業務内容、資格等）	【様式5】	<p>※共同企業体を設置し応募する際は、全事業者分を提出すること。</p>
(6) 実績書	【様式6】	
(7) 県税納税証明書	—	（7）、（8）については、 コピー1部を厳封の上、沖縄県文化観光

(法人事業税又は個人事業税)		スポーツ部スポーツ振興課宛とし、応募書類と一緒に同封すること。
(8) 国税納税証明書 (法人税又は申告所得税)	—	※共同企業体を設置し応募する際は、全事業者分を提出すること。
(9) 応募説明会出席申込書	【様式7】	
(10) 質問書	【様式8】	
(11) 応募申請書	【様式9】	※応募申請書は、4/28(金) 正午 までに提出すること。

9. 提案の選考

- (1) 沖縄県が設置する、有識者で構成するスポーツツーリズム実施委員会において、提案された事業を審査し、支援対象となるモデル事業を選定する。
- (2) モデル事業の選考は書面による1次審査を経た後、6月上旬に実施するスポーツツーリズム実施委員会での最終審査(プレゼンテーション)にて選定事業者を決定する。なお、委員会等の選考過程は非公開とする。
- (3) また、申請要件に合致する事業者について、事業実施予定場所等の確認や事業計画の詳細等を確認するため、電話やメールで事前調査を行なうことがある。
- (4) 選考は、下記の視点を総合的に勘案し実施する。

【事業目的の視点】

1	沖縄の優位性の活用	沖縄の持つ自然環境や気候、スポーツ資源、観光資源の優位性を活用し、またそのスポーツを目的に参加者が「他県ではなく沖縄に行く意味や動機」を持つ魅力的な企画か。
2	沖縄観光への貢献	事業の開催による地域経済への貢献(観光客数・観光消費額の増加等)や地域への運営ノウハウ等の蓄積が期待でき、また繁忙期と閑散期の格差縮小等、観光課題の解決につながる取組みか。
3	沖縄スポーツツーリズムへの貢献	他にはない独自の魅力を有するイベントであり、今後の拡大発展を見込んだ「将来への投資」に値する価値があるか。また、新たな観光誘客の可能性はあるか。

【事業内容の視点】

①	組織体制	開催市町村や関連競技団体との連携が構築され、運営に足る実施体制が備わっているか。
②	意識と目的	その事業を通じて達成していくべきビジョンや目的・将来像を有しているか。
③	市場性	競技人口の大小を問わず、スポーツイベントとしてのニーズ、または市場の拡大が見込める企画か。
④	募集告知	ターゲットが明確に定められ、また県内外のターゲットに対して直接的かつ効果的に告知できるプロモーション計画が備わっているか。

⑤	実現性	提案内容を確実に実現できる実施・運営計画がなされているか。
⑥	収益体制	収支設計が適切かつ妥当であるか。
⑦	将来性	補助終了後の事業の自走化が見込める収支計画がなされ、また継続的な集客が見込める計画を有しているか。
⑧	集客のベース	その種目に一定数の競技人口があり、定着化することで安定的な集客（収益）が見込めるか。

10. 各応募枠の必須記載項目

各応募枠の目的に沿った事業を採択するため、応募枠ごとに下記項目の記載を求めるものとする。なお、各応募枠ともに提案時に必ず県外・海外からの参加人数及び家族等の付帯的な参加者の目標値の設定を行うこと。この設定数値は採択後の事業成果の指標とするため、目標値達成に向けた事業設計と実施を求めるものとする。

また目標値設置の際、類似イベントでの集客実績を記載し、集客目標人数の設定が妥当数であることを示すこと。

<各応募枠の記載項目>

1	<u>スポーツツーリズム</u> <u>新規事業支援枠</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業（種目）の市場規模・類似案件での誘客事例等、誘客に資する可能性を示すこと ・事業実施に必要な地域・関連団体との連携体制を示すこと ・沖縄の観光発展に寄与できる取組の可能性や新しい価値を有する取組であることを示すこと
2	<u>スポーツツーリズム</u> <u>新規事業特別支援枠</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・上記3点に加え、下記点を記載すること ・県外及び海外からの具体的な集客目標（500名以上）とプロモーション計画を示すこと ・補助以降の自走化へ向けた取り組みと収支計画を示すこと
3	<u>スポーツツーリズム</u> <u>定着化枠</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を通じたビジョンや目的・将来像を示すこと ・補助以降の自走化へ向けた取り組みと収支計画を示すこと
4	<u>スポーツツーリズム</u> <u>拡充枠</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでのイベント内容・誘客施策と新たな誘客施策を区別して記載すること ・新たな取組のニーズや新規誘客の可能性、具体的なプロモーション計画を示すこと

※「スポーツツーリズム定着化枠および拡充枠」については、事業採択後に過去の実施内容を示す資料（報告書・誘客実績・収支明細等）の提出を求める場合がある。

11. 審査結果について

- (1) 応募事業者に対して、採択及び不採択通知をすることとする。なお、通知方法は、メールまたは、電話で行うこととする。
- (2) 審査内容、審査経過に関する問い合わせには応じない。

12. モデル事業の内容

補助金の支払いをするにあたり、前述の「事業目的の視点」と「事業内容の視点」において高い効果が認められる事業であることとともに、以下の内容にも十分な対応力を有していることを求める。

<p>(1) 受入地域との連携</p>	<p>モデル事業の開催地となる市町村・関係者と十分な実施体制を構築し、近隣住民への配慮、各種申請等、事業実施に必要な地域との手続きを円滑に進めること。</p>
<p>(2) 企画提出書類の修正対応</p>	<p>事業者の選定にあたっては、提案された内容を総合的に評価し決定する。このため、業務を実施するにあたっては、県・事務局と協議して進めていくものとし、内容によって修正版の企画提案書類を提出した上で、事業の実施に臨むこと。</p>
<p>(3) 企画内容に沿った事業の遂行と事業進捗シートの提出</p>	<p>提案する企画内容に沿った事業を遂行し、事業の進捗、収支計画、集客状況などの状況を記した事業進捗シートを事務局が指定する期日（月 1 回程度）に定期的に提出すること。</p>
<p>(4) 参加者アンケートなどの調査業務の実施</p>	<p>事務局より 10 項目程度の必須項目を各事業者が実施するアンケートへ追加し、参加者や来場者に配布・記入を促した上で回収をし、集計とデータ化を行なった上で事務局へ提出すること。</p> <p>※調査項目は沖縄県と協議のうえ事務局で作成をするものとする。</p> <p>※100 名程度の県外参加者の調査票獲得が好ましいが、それを下回る場合にはその理由（事業計画・内容に基づく理由や適正人数など）を提案書に記載すること。</p>
<p>(5) 県広報との連携</p>	<p>沖縄県が実施するスポーツツーリズム誘客プロモーションにて、採択事業の PR を行う。そのため、写真等の広報用素材や事業実施日、イベント名の公表等について、事業採択後に事務局へ提供すること。</p>
<p>(6) 県広報用写真における肖像権の使用許諾</p>	<p>参加者への肖像権の使用許諾について、沖縄県での使用を前提として県・事務局との協議を行なえること。</p> <p>※著名人の肖像権については使用を求めない。</p>
<p>(7) 経費の支払い業務及び関係証拠書類の整理・保管</p>	<p>事前に定められた補助額と補助対象項目に対する、経費管理と関係証拠書類の整理・保管を徹底する能力を有すること。</p> <p>※清算担当者を体制に入れること。</p> <p>※関係証拠書類は月毎に管理しそれぞれが符合するように整理すること。なお、県・事務局において、中間検査を年数回程度実施する。</p> <p>※事業終了後、5 ヶ年の間、国の会計検査院による事業実施者への検査が行われる場合があることに留意。</p>

今年度は年3回（6月、9月、12月予定）にわたり、事務局にて事業の運営面・収支面に対するアドバイザー支援を実施予定。

13. 完了報告及び補助金の交付・支払い等

(1) 完了報告

事業完了後は速やかに下記の書類を提出すること。(詳細は補助金交付決定後に調整する。)

提出物	部数	提出期日
①事業実施報告書(概要版)	・A4-3 頁程度/3 部 ・電子媒体一式	※事業完了後 2 週間以内に提出
②事業実施報告書(詳細版)	・A4-40 頁以上/3 部 ・電子媒体一式	※事業完了後 1 か月以内に提出
③収支の状況を明らかにする収支明細書、 関係証券類その他必要書類	一式	
④来場者などに実施したアンケートの集約と 集計書類	一式	

(2) 補助金の請求及び支払い

補助対象の経費については、事務局にて採択決定通知後、県に補助金交付申請書、事業計画書等を提出した上で、県が交付決定する。

事業終了後は、沖縄県担当課及び運営事務局による完了検査合格後、補助金を請求すること。なお、概算払いも可能とするが、その内容については、個々の契約書の中で取り決める。

(3) 補助金交付決定に関する注意事項

補助金額の交付決定は、採択後の事業実施の内容や、事業終了後の関係証拠書類を確認したうえで行なうものとする。従って**採択時に通知した金額が担保されるものではない。**

提案時に設定を行った県外参加人数の目標値に届かない場合は人数に応じて変動する費用項目に対して補助金金額が変更になる場合がある。

また、県外参加人数の目標値を大きく下回った場合には、事業そのものが成立していないとして支援金額の支払いが出来ない場合があるので、その可能性が生じた場合には、速やかに事務局に報告の上、相談をして事業を進めること。

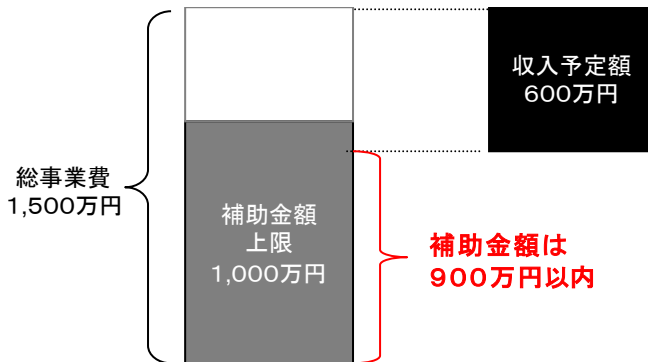
実施前、実施後に関わらず虚偽の報告を行った場合や、事業実施の準備不足や怠慢によって事業の滞りや事業中止などの事由が生じた場合には補助金の減額および採択を取り消す場合がある。

1.4. イベント収入と補助額の考え方

本モデル事業では、イベント収入(協賛・参加料等)を総事業費から差し引いた上で、補助額の算出を行なう。
総事業費と収入についての考え方は下記の通りとする。

※補助額は総事業費の2/3以内(新規事業支援枠)を例として記載する。

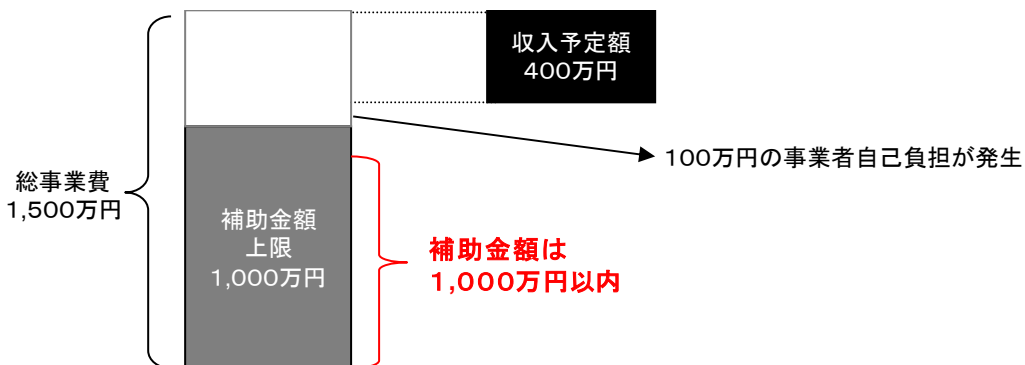
(1) 【総事業費の2/3】が【総事業費－収入予定額】より大きい場合



総事業費の2/3(補助額の上限)が1,000万円であっても、
総事業費1,500万円－収入予定額600万円が900万円であることから、
補助金額は900万円以内となる。

※実際の事業実施にあたり、収入額が予定額を超えた場合は、補助金額を減額して精算する。

(2) 【総事業費の2/3】が【総事業費－収入予定額】より小さい場合



⇒総事業費1,500万円－収入予定額400万円が1,100万円であっても、
総事業費の2/3(補助額の上限)が1,000万円であることから、補助金額は1,000万円以内となる。

※事業実施にあたり、実際の収入額が収入予定額に満たない場合でも補助金額は変更しないため、算定に当たっては留意すること。

15. 事業スケジュール

平成29年度 スポーツツーリズムモデル事業 事業スケジュール

